

宮城県子どもの貧困対策計画（概要版）

〈平成26年6月策定〉
最終案

I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

過去最高の子どもの貧困率や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「みやぎ子ども・子育て県民条例」の成立や制定、東日本大震災の発生など、子どもを取り巻く状況等を踏まえ計画を策定し、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進する

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく計画

3 計画の期間

平成28年度から平成31年度まで

4 計画の推進体制及び進行管理

(1) 計画の推進体制

【府内体制】宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

【意見聴取】宮城県次世代育成支援対策地域協議会、宮城県子ども・子育て会議

(2) 進行管理

◇定期的な実施状況の確認、必要に応じた取組の見直し

◇計画期間が終了した時における検証・評価と、計画の見直しの検討

(3) 市町村との連携

◇市町村及び市町村教育委員会と十分な情報共有

◇政令市や福祉事務所設置市等との緊密な連携

(4) 関係団体等との連携

◇個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応できるよう、地域における支援体制の整備を図るなど、関係機関や企業、NPO、自治会等関係団体との連携を図る

II 子どもの貧困に係る現状と課題について

1 子どもの貧困の現状について

本県における子どもの貧困の現状をさらに詳細に把握するため、『児童養護施設等に入所している子ども』や『生活保護世帯の子ども』、『ひとり親世帯の子ども』など、大綱において“支援を要する緊急度が高い”とされている子どもや『東日本大震災被災児童等』など、おもにその属性毎の数や推移等について整理・分析

【現状の整理項目】

- (1) 年少人口等の推移について
- (2) 子どもの貧困率について
- (3) 生活保護世帯について
- (4) ひとり親世帯について
- (5) 児童養護施設入所児童等について
- (6) 就学支援等の状況について
- (7) 東日本大震災による被災児童の状況について

【本県の現状】

- 家庭環境による進学率の差
- 「子どもの貧困」の増加
- 生活保護19歳以下の被保護人員が4千人
- ひとり親世帯数の増加
- ひとり親世帯の厳しい経済状況や就労状況
- 千人を超える震災遺児・孤児数、長期的な支援の必要性など

2 子どもの貧困に係る課題について

現状で示されたデータ等を踏まえ、本県の子どもの貧困対策における課題を整理・設定

- (1) 学力の保障及び教育と福祉の連携
- (2) 生活環境の改善・安定
- (3) 保護者の雇用対策・安定的な就労の確保
- (4) 生活基盤確保のための経済的な下支え
- (5) 被災児童への対応・震災を起因とする“子どもの貧困”的回避

III 基本理念・指標・推進施策

1 基本理念

みやぎの子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されず、また東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指します。

2 子どもの貧困に関する指標

関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定

▶生活保護世帯や児童養護施設の子どもの進学率・就職率、スクールソーシャルワーカー配置数・配置率、ひとり親家庭の親の就業率など

3 計画で推進する5つの施策

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 教育の支援 | (4) 経済的支援 |
| (2) 生活の支援 | (5) 東日本大震災被災児童等への支援 |
| (3) 保護者に対する就労の支援 | |

IV 指標の改善に向けた具体的な取組

1 教育の支援

学校をプラットフォームとして位置づけ、教育と福祉の連携による施策を推進するほか、教育の機会均等を保障する教育費負担軽減などに取り組む

(1)『学校』をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上、(3)就学支援の充実、(4)大学等進学に対する教育機会の提供、(5)生活困窮世帯等への学習支援、(6)その他の教育支援

2 生活の支援

相談事業等の充実を図るとともに、生活習慣の改善や子どもの居場所となる保育の確保、子どもの自立に向けた就職支援などに取り組む

(1)保護者の生活支援、子どもの生活支援、(2)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備、(3)子どもの就職支援、(4)支援する人員の確保、(5)その他の生活支援

3 保護者に対する就労の支援

生活の安定だけではなく、労働の意味や価値など子どもへの教育的意義が認められる親の就労支援に取り組む

①親の就労支援、②親の学び直しの支援、③就労機会の確保

4 経済的支援

児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付事業等世帯等、生活の下支えとなる経済的支援に取り組む

(1)児童扶養手当等経済的支援の実施、(2)ひとり親家庭の支援施策についての調査の実施に向けた検討
(3)母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施、(4)教育扶助の支給方法、(5)生活保護世帯の子どもの進学時の支援、(6)養育費の確保に関する支援

5 東日本大震災被災児童等への支援

東日本大震災に起因する児童生徒の問題の未然防止や早期発見を図るため、教育と福祉の連携による取組を行うとともに、経済的理由により就学が困難となった児童生徒の経済的負担軽減に取り組む

(1)教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援、(2)就学支援

【子どもの貧困対策の更なる推進に向けた施策の充実】

- ◆ひとり親世帯や児童養護施設入所児童に関する支援の創設・拡充
- ◆「子どもの居場所」の整備や新たな施策の検討
- ◆地域における実態把握と連携体制の整備の推進

V 調査研究

◇既存の調査等を継続的に実施し、子どもの貧困対策に最大限活用するとともに、今後実施される国の調査研究結果等を踏まえ、既存の調査内容の見直しや新たな調査研究、新たな指標の設定について検討する

◇地域の実情に応じたきめ細かな施策・支援を講じるに当たっては、それぞれの地域における実態等の把握が必要となってくることから、市町村における実態調査等の実施の推進に努める

◇団体等との事例の共有や必要な支援等の実施につなげていくため、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や提供に努めていく